

令和元年6月定例農業委員会 会議録

令和元年6月7日（金）

会 議 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について
- ・ 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について（中間管理事業分）
- ・ 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受
理について

4. その他

5. 閉 会

(午前 9時30分開会)

・事務局

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、令和元年6月定例農業委員会を開催させていただきます。

当初、会場は教育文化会館ということでご案内をさせていただいておりましたが、急遽、市民会館1階、このギャラリーでの開催となりました。皆様には大変ご迷惑をおかけして申しわけございません。

まず、会にあたりまして、北岡事務局長よりご挨拶申し上げます。

・事務局長

皆さん、おはようございます。農繁期、忙しい中、今日は特にこの雨の中、農業委員会の方にご出席いただきまして、ありがとうございます。

5月28日に高野山麓農産物産地化協議会を開催させていただきましたところ、多くの農業委員の皆さんにもご出席いただきました。その中で、生産部会というのを設置し、今後、生産基準等を審議をいただきながら、7月17日に栽培講習会を開催するということで、今現在、準備を行っているところです。

一方、議会におきましては、6月議会がスタートします。今回、一般質問については、イノシシ対策であったり農業施策全般についての一般質問が出されています。私、個人事ですが、初めての議会になる中で、この農業施策について触れられているところ、農業委員の皆さんの意見も含め、しっかりと勉強しながら議会対応もしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

一方、この農業委員会、新体制になってから3度目の開催ということになります。これまで事務的にいろいろ皆さん方にご迷惑もおかけしてるところですが、徐々になれつつもありますが、しっかりと体制的に、私たちも一緒に勉強させていただいて、努めていきたいと思っておりますので、引き続きご指導の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

・事務局

なお、本会議の議長は橋本市農業委員会会議規則第5条の規定により、当委員会の会長が行うこととなっております。会長からご挨拶をいただいた後、引き続き会議を進めていただきたいと思います

います。それでは、会長、お願いいたします。

・土井会長

おはようございます。令和に入って、令和という名前にようやくなじみというか、なじんできました。第2回目の、令和に入っ
ての定例の農業委員会ということで、皆さん、ご苦労さんでござ
います。

水田の作業につきましても、一部まだ残っておるようですが、
ほぼ終わりに近づいてる様子ですが、農作業といいますのは、ま
だ果樹もありますし、これから暑くなります。お体には十分注意
されながら作業してほしいなというふうに思っております。

報道によりますと、連日、高齢者による交通事故ということが
報道されてまして、我々農業者にとりましては、車の運転という
のは切り離せない行動でございますので、十分、日頃、注意して
いただきたいなと思っております。

さて、先日、政府は成長戦略の素案の概要というものを発表し
ましたが、その中身をちょっと見てみますと、生産性の向上とい
うことで、定年制の廃止やとか定年制の延長やとか、あるいは、
再雇用の促進やとかITの利用やドローンの活用等々、多岐にわ
たって提言をされておるわけですが、とりわけ農業関係を見てみ
ますと、子どもがやっとな年になって、兼業農家の人、やれやれ、
子ども中心になって農業やっていると、こういうふうな思っ
ておって頑張ってきたんやけども、こんな形になってくると、土井
さん、俺らもう農業ようせんようになってくるかわからんとい
うようなことで、そういう人がおるわけです。これが結局、農地の
遊休化あるいは休耕地化等々につながっていくんじゃないかな
というふうに、私、大変懸念をしておるところです。

自然環境の影響をものすごい受ける農業というものは、地域条
件の差もものすごいことありますし、生産性があんまり高くない
農業部門にもっと配慮してほしいなというふうに思っ
て、そうい
うふうに感じているところです。

5月の末には全国の農業委員会の会長会議があったんですが、
その時に、農地利用最適化の推進に関することやとか、担い手、
農地対策の強化やとか、地域の実態に応じた農業振興対策等々を
要望されておるというところでございます。

そういうことで、申し付けながら、これより令和元年6月の定
例の農業委員会を開会いたします。

・ 議 長

それでは、事務局から、本日の出席委員についての報告をお願いします。

・ 事務局

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の出席委員数についてご報告を申し上げます。

農業委員11名中10名の出席でございます。なお、大西敏夫委員より欠席届が提出されています。以上でございます。

・ 議 長

事務局から報告のとおり、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び橋本市農業委員会規則第7条の規定により、出席委員は在任委員の過半数に達しており、本日の会議は成立していることを宣言いたします。また、農業委員会会議規則第18条第2項の規定に関する議事録署名委員は、1番議席の吉田耕平委員、2番議席の木下善久委員の2名を指名いたします。よろしく申し上げます。

本日の議事は提出議案5件と報告1件です。

議案第1号は、農地法第3条の規定による許可申請について。

議案第2号は、農地法第4条の規定による許可申請について。

議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について。

議案第4号は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について。

議案第5号は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）です。

それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より提案理由の説明を求めます。

・ 事務局

では、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の3-1ページと位置図の3-1ページをご覧ください。

整理番号1番及び2番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市橋本・・・及び・・・、登記簿地目及び現況はともに畑です。今回の申請は売買による所有権の移転となります。今回、

譲受人が経営拡大のために適地を探していたところ、遠方のため耕作することが難しく、また、体調を悪くして耕作ができなくなった譲渡人との話がまとまり、本申請に及びました。譲受人の・・・氏の経営耕作面積は取得しようとする農地と合わせて合計・・・㎡で、旧橋本町の下限面積30aをクリアしております。周辺農地への被害防除措置等については、影響ありません。譲受人の農業従事者は2名、農業従事日数は農作業常時従事要件を満たしております。

以上について、農地法第3条第2項各号に照らし、書類審査及び現地調査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

・ 議 長

説明が終わりました。担当委員で追加説明をお願いします。

・ 木下委員

2番木下です。まず、譲渡人の・・・さんなんですが、去年まではここで野菜を作ってたんですが、ご主人がちょっと体調を悪くしたので、もう作れなくなったと。一応、市役所の方にも相談に行ってたとはおっしゃってました。また、次の・・・さんなんですが、もう・・・さんは東京でずっと住んでまして、もうここも長いこと荒らしてるなという言葉でした。そこで、・・・さんが子どもが継ぐということで経営規模を拡大したいということで、・・・さんが元々・・・と・・・の間にある柿畑で農業をしまして、自分とこの土地に隣接するということで、この土地を購入し、規模拡大したいということでした。以上です。

・ 議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

・・・・・・・・

・ 議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

では、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を採決いたします。

本件を許可することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・ 議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より提案理由の説明を求めます。

・ 事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。議案書の4-1ページ及び位置図の4-1ページをご覧ください。

整理番号1の案件についてご説明します。申請地は橋本市神野々・・・、場所につきましては県立紀北工業高校より西へ約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は田となっております。申請者は高齢のため農地の維持管理が困難となってきたことから土地の有効活用を検討し、共同住宅にすることで収益を得ようと考え申請に至りました。計画によりますと、共同住宅1棟8戸を整備します。汚水、雑排水につきましては公共下水道へ接続します。雨水につきましても西側に隣接する水路及び道路側溝へ放流します。このことについて、紀の川用水土地改良区及び地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は1筆ありますが、同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

・ 議 長

説明が終わりました。担当委員で追加説明をお願いします。

・ 岡本委員

特にありません。

・議 長

これより質疑に移ります。質問される方はご発言願います。

．．．．．

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

では、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について を採決します。

本件を進達することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり進達することに決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より提案理由の説明を求めます。

・事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の5-1ページ及び位置図の5-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明します。申請地は橋本市隅田町芋生・・・、位置は隅田中学校より東へ約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目は田、現況は休耕田となっております。譲受人は市内在住の個人で、電気工事業を営んでおります。譲受人は・・・橋の近くに居住しており、橋の付け替えにより立ち退きになることとなりました。その際に適地を探していたところ、譲渡人が不動産業を営んでおり、その業務が多忙のため農地の維持管理が困難となっており、譲渡人と交渉したところ申請に及びました。計画によりますと、住居兼店舗として利用します。汚水、雑排水につきましては申請地東側に合併浄化槽を設置し東側水路へ放流します。雨水につきましては自然浸透及び建物の雨水につきましては雨水升を設置し東側水路へ放流いたします。こ

のことにつきまして、紀の川用水土地改良区及び地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は1筆ありますが、同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の融資証明書が添付されております。

以上につきまして、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的の実現も確実と思われ、許可相当と判断しました。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

・ 議 長

説明が終わりました。担当委員で追加説明をお願いします。

・ 田中（一）委員

田中です。今、事務局の方から説明をしていただいたとおりですが、立ち退きでなければここで商売したいんやという本人の意向でしたけれども、県の強い要望があったので、仕方なく移動になったということでした。以上です。

・ 議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

.....

・ 議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

では、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について を採決いたします。

本件を進達することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・ 議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり進達することに決定いたします。

次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に

よる利用権の設定について を議題といたします。
事務局より提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定についてご説明いたします。議案書のページ、基-1ページから基-3ページをご覧ください。

申しわけありません、まず最初にですが、番号19番の申請者、利用権を設定する者の氏名に変更がありましたので、お伝え申し上げます。橋本市御幸辻・・・の・・・となっておりますが、この方は土地の所有者ではあるんですけれども、現在ご健在ではなくて、相続登記が完了しておりません。基盤強化促進法の法律においては相続人の持ち分2分の1以上の同意があれば利用集積の申請が可能だということで、奥さんである・・・様と・・・さんから同意の方、申請人印鑑はいただいております。したがって、今回、申請者の欄、利用権を設定する者の所、・・・となっておりますけれども、ここを・・・に変えていただきたいと思います。・・・さんが今現在の住所が、名前を・・・から・・・に変えていただくとともに、住所を御幸辻の・・・から、今、現住所が東京にあるということで、東京都世田谷区経堂・・・というふうにお伺いしておりますので、訂正の方をよろしく願いいたします。

それでは、左端の整理番号19番から25番まで7件ですが、代表して整理番号19番の案件を読み上げます。

利用権の設定を受ける者は・・・、利用権の設定をする者は・・・。利用権を設定する土地は橋本市御幸辻字北垣内東・・・、・・・、・・・、・・・です。登記簿地目は田なんですが、現況は畑となっております。現況地目は畑で、面積は合計・・・ m^2 です。利用権の種類は使用貸借で、普通畑として利用します。利用権の期間は約3年、終期は令和4年6月30日となっております。利用権の設定を受ける者の耕作面積は約・・・ m^2 、新規の設定となっております。

なお、今回、利用権を設定する土地は全部で14筆、合計・・・ m^2 となっております。また、新規の利用権設定が12筆・・・ m^2 、継続、再設定の方が2筆・・・ m^2 となっております。

以上の集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく

お願いします。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員の方で追加説明あればお願いします。ありませんか。

.....

・議 長

それでは、これより質疑に移ります。

・ 委員

質問があります。些細なことなんですけど、2ページと3ページ分けてあるのは、何か意味があつて。

・事務局

今回から農地情報システムの方から議案を出力しております。議案第4号 農業経営基盤強化促進法の右端に、小さい字で新規、1ページ、2ページにつきましては括弧で新規と書かれております。次の3ページにおきましては再設定、こちらは再設定ということで、継続ということで確認していただいたらと思いますので、よろしく願いいたします。

・議 長

ほかに質疑される方ありませんか。

.....

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

では、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を議題といたします。事務局より提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）についてご説明いたします。議案書、次のページ、中-1の農用地利用集積計画に伴う利用権設定予定者一覧（農地中間管理事業分）をご覧ください。左端の整理番号5-1番から7番まで4件ございますが、代表して整理番号5-1及び5-2番の案件を読み上げます。

利用権の設定を受ける者は、和歌山県の農地中間管理機構である公益財団法人和歌山県農業公社、利用権の設定をする者は……。利用権を設定する土地は橋本市向副字中垣内……。番です。現況地目は畑で、面積は合計……。㎡です。利用権の種類は使用貸借で、果樹園として利用します。利用権の期間は5年で、終期は令和6年6月30日となっております。

なお、今回、利用権を設定する土地は全部で3筆、新規の利用権設定となっております。県農業公社が今回の利用権設定により農地中間管理権を取得し、今後、耕作を希望する担い手に転貸することとなります。現在のところ受け手農家は確定しておりませんので、決定された段階で農業委員会でも報告させていただきます。

以上、よろしく申し上げます。

・議長

事務局の説明が終わりました。担当委員の方で追加説明ある方はお願いします。

.....

・議長

ないようですので、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

．．．．．

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

では、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について(中間管理事業分)を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定します。

続いて、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてでございます。事務局より報告願います。

・事務局

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について報告いたします。

通知書の住所につきまして、橋本市隅田町芋生……。先ほど議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について でご説明させていただきました場所と同じ農地となっております。この土地につきましては、農業経営基盤強化促進法による貸し借りで土地を貸しておりましたが、このたびの農地法第5条の許可申請を行うためにあたり、貸し人と賃借人との間で合意解約することに至りましたので、ご報告いたします。

以上、よろしくお願ひします。

・議 長

只今、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についての報告がありましたが、質問される方はご発言願います。ありませんか。

．．．．．

・議 長

ないようですので、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理については終わります。

続いて、その他の事項に移ります。委員の皆さんで、その他の事項について何かご質問はございませんか。

.....

・議長

ないようですので、以上をもちまして、本日提案いたしました議案はすべて終了いたしました。委員はじめ皆さん方には大変お忙しい中、出席いただき、また慎重なご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

これをもちまして、令和元年6月の定例農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午前10時45分閉会)

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和元年6月7日

会 長 土井 清美 ⑩

1 番 吉田 耕平 ⑩

2 番 木下 善久 ⑩